特集1

「保護司」のこと、ご存じですか？

罪を犯した人が社会の中で孤立せず、再び前を向いて歩み出すために――。地域の中でその立ち直りを温かく支え、寄り添い続ける人たちがいます。それが「保護司」です。今回は、ボランティアとして地域社会の安全を草の根から支える保護司の役割や活動内容、保護司制度が直面している課題について、法務省 札幌保護観察所を訪問し、お話を伺いました。

問 広聴・市民生活課 ☎72・3191

無償のボランティア保護司

保護司は、犯罪や非行をした人が、その罪や被害などに向き合いながら、再び前を向いて立ち直れるよう、地域の中で寄り添い、支える無償のボランティアです。

保護司は民間ボランティアでありながら、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員という身分を持ち、守秘義務などを負って日々の活動に取り組みます。

実際には、専門的な立場から指導・支援を行う私たち「保護観察官」と緊密に連携しながら、「地域に根ざした一市民」として、再出発を目指す人たちの日常生活や個々の事情に寄り添ったサポートをお願いしています。

実は、再出発を目指す人たちが、保護観察官には言えない悩みも、保護司になら話せるというケースは少なくありません。保護司は、彼らが自分らしく生活できるよう見守る「伴走者」であり、そうした寄り添いこそ、彼らを孤立させず、更生へ踏み出させる原動力となります。

誰もが安心して暮らせる社会であるために、保護司は心強い存在として重要な役割を担っているのです。



保護司に専門的な資格や職業経験は必要ありません。次の条件を全て満たす方に、法務大臣が委嘱します。

- 人格識見が高い
- 他の保護司および保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う意欲を有すること
- 職務の遂行に必要な時間を確保できること
- 生活が安定していること
- 健康で活動力を有すること

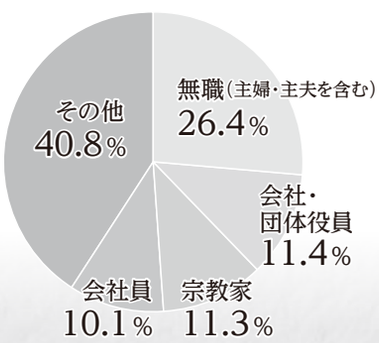
立ち直りに寄り添う保護司の活動

保護司の活動は決して特別なことではありません。毎月、定められた頻度の面接で保護観察対象者とじっくり向き合い、暮らしの様子や近況を尋ね、約束事を確認して必要な指導や助言をする――それが主な活動内容です。

「対象者の代わりに仕事探しや手続きをするの？」とイメージされることもありますが、そうではありません。保護司の役割は、日常の対話を通じて対象者の表情や態度の変化、困り事をキャッチすること。その中で「よく来たね」「頑張っているね」と努力を認め、肯定的な働きかけを重ねます。また、「今日は顔色が悪い、どうしたのだろう」と小さな変化に気づき、信頼関係を築くこと。こうした関係の積み重ねが、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、誰もが安心して暮らせる安全な社会の実現につながっていくと考えています。

保護司は現在、全国に4万5,033人、北海道には2,915人いて、さまざまな職業の方が活動しています（令和8年1月1日現在）。更生保護や犯罪・非行の予防の重要性などを広く知ってもらうための活動「社会を明るくする運動」。今年のキャッチフレーズ「保護司になるなんて、思ってもみなかった。」にもあるとおり、保護司の活動は決して一部の特別な人だけが行うものではなく、多くの市民の皆さまの理解と協力によって支えられています。

北海道における保護司の職業別人員
（令和8年1月1日現在）



出典：令和8年度版 北海道の更生保護の概況

◀HP 社会を明るくする運動

◀YouTube 社会を明るくする運動

◀X 法務省保護局

◀Instagram 法務省保護局

保護司制度が直面する課題

「HOGOSHI」として国際的にも広く知られ、日本が世界に誇る保護司制度。しかし現在、時代の変化に伴い、さまざまな課題に直面しています。

その最大の課題は「なり手不足」です。高齢化や人口減少が進む中、退任する保護司の後任確保が難しく、定数を満たせない保護司会が非常に多くなっています。町内会や民生委員といった、他のボランティア公職との兼任による負担も小さくありません。

自宅を面接場所とすることに関し、保護司やその家族の安全性への懸念、プライバシー確保に対する不安など、こうしたリスクへの配慮も、現代の切実な課題として浮き彫りになっています。

石狩地区管内の保護司の皆さんは大変熱心で、いつも快く活動を引き受けてくださるありがたい存在です。そんな皆さんが、人の人生に向き合う重いプレッシャーを1人で抱え込むことがないよう、そして現役世代も参入しやすくなるよう、活動環境の整備が必要です。また、保護司活動の意義を地域全体で正しく理解し、温かく支える体制の構築が、今こそ求められています。

人生のつまずきや失敗は誰にでもあるものです。つまずいた時、支えになる「杖」のような仲間や制度が地域にあることは、誰にとっても大きな安心となるでしょう。保護司はその大切な一端を担う存在。私たち保護観察所も緊密に連携しながら、誰もがやり直せる地域社会を目指し、取り組んでいきます。



保護司制度は長年にわたり支え合う地域づくりに貢献しています

保護司の活動を支える仕組み

裁判員裁判制度などの導入に伴い、わが国の司法制度や法律は大きく変化してきました。特に近年は、刑罰を科すだけでなく、再び罪を犯さず社会で自立できるよう、生活を立て直すための「保護観察」の重要性が高まっています。

こうした保護観察制度を支える保護司の活動を支援するため、さまざまなサポート体制と活動環境の整備が進んでいます。

まず、教育面では、保護観察所主催の専門研修や、地域で年3回開催される定例研修、保護司会による自主研修が行われ、知識やノウハウを継続して補う仕組みがあります。

次に、活動環境の整備では、「更生保護サポートセンター」の存在がますます重要になっています。これまで保護観察対象者との面接場所は保護司の自宅が中心でしたが、近年はプライバシーが守られ、安心して面接できる場所として活用されています。さらに、保護司同士が悩みを打ち明け、助け合える情報共有の場としても機能しています。

そして、1人の対象者を複数人で担当する「複数担当制」の導入も進んでいます。保護司が課題を抱え込まず、地域社会の保護司仲間や保護観察官と、より緊密に相談できるよう、チームで伴走できるネットワークづくりが進められています。



対象者との連絡手段として、スマートフォンが使われることも

保護観察所

法務省の地方機関として、罪を犯した人や非行のある少年の更生（立ち直り）を助け、再犯を防ぐための中心的な役割を担う国の行政機関。保護観察の実施や、犯罪予防活動などの統括をしています。

保護観察官

心理学、教育学、社会学などの専門知識を持った法務省に所属する国家公務員。法を執行する厳格な側面と、福祉的な視点から立ち直りを助ける側面の両方を兼ね備えた、まさに「更生（立ち直り）のスペシャリスト」。

札幌保護観察所

主任保護観察官
大脇堅儀さん

首席保護観察官
伊野裕樹さん

